

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大阪市（教育委員会）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.3%
全職員	91.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	%
本庁課長相当職	95.1%
本庁課長補佐相当職	95.0%
本庁係長相当職	93.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.1%
31～35年	100.0%
26～30年	94.2%
21～25年	96.0%
16～20年	94.3%
11～15年	94.6%
6～10年	95.0%
1～5年	93.7%

【説明欄】

- ① 「本庁部局長・次長相当職」区分には該当する職員がいないため、記載なし。
- ② 短時間勤務の職員及びパートタイムの職員について、年間総勤務時間数を、常勤職員の1年あたりの総勤務時間数で除すことにより職員数を算出している。
- ③ 扶養手当について、受給者に占める男性の割合は70.1%である。
- ④ 特殊勤務手当について、1人当たりの特殊勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は50.0%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

参考：[内閣府 男女共同参画局「女性活躍推進法に基づく男女の給与の差異の公表」](#)